

令和3年7月9日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

緊急事態宣言発出後の当健康保険組合業務にかかる措置について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を食い止めるため、全国各地でまん延防止等重点措置がとられておりますが、新規感染者数が指数関数的に増加する恐れのある東京都について、緊急事態宣言が発せられることとなりました。

このような状況下においても、健康保険組合が担う医療機関への適時・適切な受診の確保、患者の生活基盤を確立するための労務不能時の所得補償といった対応は、ご加入の皆さまの健康と生活を守っていくうえで、極めて重要です。

当健康保険組合においても、ご加入の皆さまへの感染予防、社会に対する感染拡大の抑止という安全配慮のため、緊急事態宣言が発せられる令和3年7月12日から緊急事態宣言が解除されるまでの間、健康保険組合業務について下記のとおり実施させていただきます。

ご加入の皆さまにご不便とご迷惑をおかけし大変恐縮ではございますが、業務継続のための措置にご理解をいただき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご加入の皆さまが健康にお過ごしいただけます様、心よりお祈り申し上げます。

記

1. 期間

令和3年7月12日から緊急事態宣言解除の日

※東京都に発せられている緊急事態宣言が解除されるまでの間の措置とさせていただきます。

2. お電話での受付時間

平日午前10時から午後3時までとさせていただきます。

(健康保険組合業務時間は従来どおり平日午前9時から午後5時です)

3. ご郵送でのお手続きのお願い

ご来所でのお手続きにつきましては、ご移動により、お客様の感染リスクが高まります。可能な限り、ご郵送でのお手続きにご協力ください。

4. 職員の時間差勤務

職員について、感染予防の観点から、混雑時間を避けて通勤させます。

職員一同、感染拡大防止に最善を尽くしてまいります。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課
電話番号 03-3861-1851